

	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>自動はかり3器種の使用の制限の開始日を延期する理由の一つとして、「自動はかり3器種については、取引又は証明への使用割合が増加しておらず、使用の制限を早期に開始すべき状況に至っていない」と記載があるが、計量法第2条第4項における「特定計量器とは、取引若しくは証明における計量器に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち」と説明が相違している。</p> <p>資料、「計量法施行令及び計量法関係手数料の一部を改正する政令等の一部を改正する政令案について（令和4年6月23日 計量行政室）」によると、「自動はかり3器種」の使用の制限の開始日を延期する理由の一つとして、「自動はかり3器種については、取引又は証明への使用割合が増加しておらず、使用の制限を早期に開始すべき状況に至っていない」と記載されています。</p> <p>一方、計量法第2条第4項において、「特定計量器とは、取引若しくは証明における計量器に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち」と規定されており、先の説明では現時点において「自動はかり3器種」については、「取引又は証明に使用される蓋然性が高い」とは言い難いことから、法の特定計量器の規定には該当しないのではないかと。</p> <p>上記において、それでも「自動はかり3器種については、特定計量器に該当する。」となる場合、使用の制限の開始日を5年間延期される根拠（状況が変わる見通し、手立て等）について明示いただきたい。</p> <p>また、5年後も状況が変わらなければ、「自動はかり3器種」については計量法施行令第5条（使用の制限の特例に係る特定計量器）に含めるお考えはないのか。</p>	<p>自動はかりは、取引若しくは証明に使用される計量器（計量法第2条第4項）として、平成29年に特定計量器に追加されました。当時は、「自動はかりが、今後、取引・証明において、ますます使用されること」が予想されていた（平成28年計量審議会答申）ものの、今般の調査によって、自動はかり3器種の取引・証明への使用割合は必ずしも増加していないことが明らかとなりました。</p> <p>このことから、自動はかり3器種について、直ちに使用の制限を開始することは要さず、使用の制限の開始日の延期を行うものです。</p> <p>自動はかり3器種の使用の制限の開始については、今後、取引・証明への使用割合等について引き続き調査を行い、検討をする予定です。</p> <p>なお、一部の自動はかり3機種は取引・証明における計量に使用されていることから、特定計量器の定義には該当し、直ちに特定計量器から除外することは適切ではないものと考えます。</p> <p>また、計量法施行令第5条への追加については、現時点で予断するものではありません。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>使用の制限の開始を延期に伴い、検定の方法の検討も延期するのではなく、現時点のJIS規格最新版に従い検定を行うことを早急に明確にしていきたい。</p> <p>JIS B7604:2021充填用自動はかりでは、精度等級「S級」が定義され、グロス計量の充填用自動はかりは、非自動はかりに近い検定方法が規定されている。しかし、検則で引用されているJIS B7604:2019にはこの規程がなく、2021年版は計量法上効力がない状態となっている。</p> <p>グロス計量の充填用自動はかりは液体充填を中心に世の中で広く使用されている。しかし、S級の検定方法がオーソライズされていないため設備の新設や更新を不安なまま行ったり、保留したりしている場合もある。今回の改正が設備の新設や更新の更なる不安の種とならないよう早急にS級の検定方法をオーソライズしていただきたい。</p>	<p>検定方法等の技術基準は型式承認の在り方等に影響するため、今後、調査・検討を行っていく所存です。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>延期をご検討して頂き有難うございます。</p> <p>その上で、当面延期も検討して頂きたい。</p> <p>「取引又は証明への使用割合が増加しておらず、使用の制限を早期に開始すべき状況に至っていない、形式承認になじむ機種の生産が進んでいない」という状況は5年間で改善されることは難しいと思われまます。</p>	<p>自動はかり3器種の使用の制限の開始については、今後、取引・証明への使用割合等について引き続き調査を行い、検討をする予定です。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>特定計量器の使用実態等を踏まえ、使用の制限の開始日を延期したことを歓迎いたします。一方で、「計量制度見直し」に関しては、引き続き関係業界や団体への周知徹底、特に説明会等の開催を希望いたします。</p>	<p>今回の改正内容については、自治体や業界団体等の関係者に周知を行う予定です。今後、計量制度の見直しが行われた場合についても同様の考えです。説明会については、御希望に応じて検討いたします。</p>

	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
5	<p>附則別表に新たに追加された二項の第2欄、第3欄及び第4欄の期日については、現状の型式承認手続きの進捗状況からおおむね妥当と考える。しかし、改正理由にある「最近の特定計量器の使用実態等を踏まえ、ホッパースケール等についての使用制限の開始日を見直す等の必要がある。」とあるが、使用実態と使用制限の開始日の変更は、趣旨が一致しない。</p> <p>今後、使用制限の開始日などの変更がある場合は、事前に製造事業者及び計量器の使用者に対し十分に長い周知期間（3年程度）を設けるべきである。</p> <p>繰り下げの理由が、型式の承認手続きの遅れとかであれば納得できる。使用者の設備更新計画に反映させるためには時間が必要である。また、製造事業者が型式承認の取得に時間がかかるため。</p> <p>平成28年11月に出示された計量行政審議会答申にある取引証明に使用される質量計は、非自動はかりから自動はかりに転換しているとの分析は正しい。また、取引証明で使用される計量器の使用割合でも、圧倒的に自動はかりが大きいと分析される。規制では中立性が担保される必要があり、自動はかりを特定計量器として規制することは、いたって妥当と考える。</p> <p>今回の見直し措置は、使用者の設備更新計画に大きな影響をもたらしている。使用者業界への周知は早く行われるべきである。</p> <p>今回の使用制限開始日の繰り下げに伴い、指定検定機関による検定の開始が遅れることになり、指定検定機関に向けて投資した費用の回収が困難になった。</p> <p>今回の措置も含め、制度の変更が頻繁に行われたため、使用者の設備更新計画が進まず、買え控えも発生している。法定計量制度の変更は、頻繁に行われるべきではないと考える。</p>	<p>自動はかりについては、平成28年計量審議会答申当時、「今後、取引・証明において、ますます使用されること」が予想されていたものの、今般の調査によって、自動はかり3器種の取引・証明への使用割合は必ずしも増加していないことが明らかとなりました。</p> <p>このことから、自動はかり3器種について、直ちに使用の制限を開始することは要さないと考えられることから、使用の制限の開始日の延期を行うものです。自動はかり3器種の使用の制限の開始については、今後、取引・証明への使用割合等について引き続き調査を行い、検討をする予定です。</p> <p>法定計量制度は安定的に運営されることが望ましいことはもちろんである一方、時宜にかなった制度改正も必要であると考えています。周知に関する御意見を含め、頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベアスケールはオーダーメイドである場合が多く、取引・証明をするはかりのすべての機種に対して型式承認をするのは無理である。自動はかり単体での型式承認、後続検定というやり方ではなく、事業所の計量管理システム全体を評価する仕組みをつくる必要があると考える。</p> <p>自動はかり3器種で取引・証明に使用されるものとして、ホッパースケールは、輸出入される穀物の関税算出等に使用されるものがある。</p> <p>また、充填用自動はかりは、直接消費者に販売されるもののうち、自動補足式はかりの規制ひょう量上限5kgを超え、特定商品量目公差の確保が必要な商品（精米、精麦25kg以下、豆類10kg以下、米粉、小麦粉10kg以下、野菜10kg以下、果実及び果実加工品10kg以下）の計量にも使用される。</p> <p>特定商品以外でも、砂利、肥料、塗料、住宅用床下乾燥剤、セメントなどは、自動充てん式はかりで計量し、直接消費者に販売されるものもある。（5kg以上の袋詰め）これら多種多様な商品の計量において、正確計量を確保し、一般消費者の安心・安全の実現が必要となる。</p> <p>また、昨今インターネット上で販売される安価な充填用自動はかり見受けられ、同じくインターネット販売され、すでに表記等が計量法に抵触し、正確さに欠けるとして問題となっている家庭用はかりと同じことになるのではないかと危惧される。</p> <p>従って、自動はかり単体での型式承認、後続検定というやり方ではなく、事業所の計量管理システム全体を評価する仕組みをつくる必要がある。しかしながら、現在の適正計量管理事業所制度では力不足であり、計測管理の国際規格ISO10012の考え方を導入した事業所の計量管理システム全体を評価する仕組みをつくる必要がある。</p>	<p>自動はかり3器種の検定制度については、引き続き検討を行う予定です。適正計量管理事業所に関する御意見を含め、頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

※基本的にはいただいた御意見をそのまま掲載していますが、提出者が特定できうる表現等は当省にて修正の上、掲載しています。